

四日市市告示第180号

四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱のよう
に定める。

令和6年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱（平成30年四日市市告示第21
8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象資格)</p> <p>第3条 助成金の交付対象となるスポーツ指導者資格は、公益財団法人日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団及び<u>公益財団法人日本パラスポーツ協会</u>が認定するもののうち、別表第1に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和9年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>	<p>(交付対象資格)</p> <p>第3条 助成金の交付対象となるスポーツ指導者資格は、公益財団法人日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団及び<u>公益財団法人日本障がい者スポーツ協会</u>が認定するもののうち、別表第1に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>

改正後

別表第1（第3条、第4条、第9条関係）

交付対象資格一覧

(略)		
<u>公益財団法人</u> <u>日本パラスポーツ協会</u>	<u>公認パラスポーツ指導員</u>	<u>公認初級パラスポーツ指導員</u>
		<u>公認中級パラスポーツ指導員</u>
		<u>公認上級パラスポーツ指導員</u>
	<u>公認パラスポーツコーチ</u>	
	<u>公認パラスポーツ医</u>	
	<u>公認パラスポーツトレーナー</u>	

改正前

別表第1（第3条、第4条、第9条関係）

交付対象資格一覧

(略)		
<u>公益財団法人</u> <u>日本障がい者スポーツ協会</u>	<u>障がい者スポーツ指導者</u>	<u>初級障がい者スポーツ指導員</u>
		<u>中級障がい者スポーツ指導員</u>
		<u>上級障がい者スポーツ指導員</u>
	<u>障がい者スポーツコーチ</u>	
	<u>障がい者スポーツ医</u>	
	<u>障がい者スポーツトレーナー</u>	

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

氏 名

四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付申請書

スポーツ指導者資格取得助成金の支給を受けたいので、四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

記

1. 取得を希望する資格の名称

2. 申請金額（※上限1万円） 金 円

3. 添付書類

- (1) 要項等受講内容がわかるもの
- (2) 受講申込書（記載済み）の写し
- (3) その他

4. 当申請に係る連絡先

- (1) 氏 名
- (2) 電話番号
- (3) E-mail

《申請内訳》

	内 容	金 額
経 費①		円
経 費②		円
経 費③		円
経費の1/2	$(①+②+③) \times 1/2 =$	円

第 3 号様式及び第 4 号様式を次のように改める。

四日市市長

申請者 住 所

氏 名

四日市市スポーツ指導者資格取得助成金実績報告書

年 月 日付け スポ第 号— で交付決定通知を受けた助成金について、四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成の対象となる資格
- 2 添付書類
 - (1) 講習会等の受講料に関する領収書等の写し
 - (2) その他

四日市市長 様

申請者 住 所

氏 名

四日市市スポーツ指導者資格取得助成金事業請求書

年 月 日付け スポ第 号— で交付決定通知を受けた助成金について、四日市市スポーツ指導者資格取得助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

・請求金額 金 円

【振込先】

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、告示の日から施行する。

(シティプロモーション部スポーツ課)